

知っていますか児童手当

児童手当は、児童の健やかな成長と生活の安定を図るため、児童を養育している人に支給します。

●支給対象となる児童 中学校修了（15歳以後の最初の3月31日）までの児童

●受給資格者 支給対象となる児童（施設に入所している児童などを除く）を養育している人

●支給方法 口座振込

●支給月 年3回（6月・10月・2月）

※支給月の、前月までの4カ月分をまとめて支給します。

※子どもが生まれた人や、転入した人は、出生日・前住所地の転出予定日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。

※受給するには申請が必要です。
※公務員は、職場から支給します。
職場で手続きしてください。

児童手当の制度が変わります

毎年6月に提出していた現況届の提出が原則不要になります

令和4年度から、課税台帳などで受給要件を確認するため、原則、現況届の提出は不要です。

ただし次の人は、引き続き提出が必要です。

◆離婚協議中で配偶者と別居していることを理由に児童手当を申請した人（令和3年6月1日以前に離婚が成立した人を除く）

◆支給要件児童が無戸籍児童（戸籍や住民票がない児童）の人

◆配偶者等からの暴力などにより、住民票の住所地が大野城市と異なる人

◆法人である未成年後見人、施設や里親などの受給者

◆その他、大野城市から提出の依頼があった人

※対象者には、例年どおり現況届の案内を送付しますので、提出をお願いします。

※令和2年度、令和3年度の現況届が未提出の人は当該年度現況届の提出が必要です。

受給者の所得が一定額以上の場合、児童手当などは支給されません

下表の限度額B以上の場合、令和4年10月支給の手当（令和4年6月分）から、児童手当などは支給されなくなります。限度額A以上B未満の場合は、従来どおり、児童手当

は特例給付（1人当たり月額5000円）になります。

児童手当所得制限限度額表（6月1日～）

扶養親族の数	限度額A		限度額B	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3000円	858万円	1071万円
1人	660万円	875万6000円	896万円	1124万円
2人	698万円	917万8000円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円

※収入の目安は、控除前の額としてのおおよその額であり、参考値です。実際は、一律に控除する8万円のほか、医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、ひとり親控除、勤労学生控除などを引いた後の所得額で計算します。

支給月額（1人当たり）

		児童手当 ※限度額A未満	特例給付 ※限度額A以上B未満
3歳未満		1万5000円	5000円
3歳以上 小学校 修了前	第1子 第2子	1万円	
	第3子以降	1万5000円	
中学生		1万円	

※養育する児童（18歳以後の最初の3月31日までの児童）のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎（580）1862

児童手当などが支給されなくなった後に限度額Bを下回った場合、改めて児童手当の認定請求書の提出が必要ですが、申請月の翌月分からの支給になりますので、申請が遅れないように注意してください。